平成２４年（フ）第７６８号
東京都東久留米市幸町１丁目５番21号
債務者　志村　榮子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６６０７号
大阪市浪速区久保吉１丁目２番26号　レオパレス久保吉402号、前住所大阪市平野区西脇１丁目11番13―205号
債務者　古谷誠一郎
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８３９号
大阪府高槻市竹の内町68番３号
債務者　篠嵜　直人
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９１４号
兵庫県篠山市住吉台１番地65
債務者　櫻井　宣子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９３８号
大阪市西成区玉出中１丁目７番３―205号
債務者　本田　康裕
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３６号
岡山市北区西古松１丁目12番15号岡アパート南棟６号室、旧住所岡山県瀬戸内市長船町土師1131番地４
債務者　岸本　英明（旧姓暮石）
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４９号
熊本県山鹿市下吉田713番地25
債務者　森　磨由美
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第１３３６号
東京都町田市小山田桜台２丁目４番地10―404
債務者　秋山真寿美
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１４０１号
東京都羽村市羽東１丁目12番56号第２海老原コーポ103
債務者　佐藤　　昇
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１４号
石川県能美市吉原釜屋町甲30番地
債務者　森林　惠美
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月21日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第７０号
長野県佐久市野沢358番地３
債務者　花岡　　真
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第２８１号
沖縄県うるま市石川曙３丁目２番28号　銀座アパート203号
債務者　山内　昌一
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１２６８号
東京都調布市深大寺北町６丁目27番地13
債務者　松倉美恵子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９５号
東京都目黒区洗足２丁目26―15―209
債務者　鷲山　雅弘
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７号
熊本県八代郡氷川町宮原700番地６
債務者　平　　薫
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午前11時
熊本地方裁判所八代支部